



監査結果に対する措置の公表について

平成30年度第3回定期監査の結果報告に対して講じた措置として、平成31年3月22日付（30東経行発第24号）で、東村山市長から別紙のとおり通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表いたします。

平成31年3月22日

東村山市監査委員	赤	木	盛	一
東村山市監査委員	飯	田	武	夫
東村山市監査委員	熊	木	敏	己

写

30東経行発第24号

平成31年3月22日

東村山市監査委員 赤木盛一様

東村山市監査委員 飯田武夫様

東村山市監査委員 熊木敏己様

東村山市長 渡部 尚

平成29年度第3回定期監査の結果に基づき講じた措置（通知）

平成30年6月4日付30東監発第8号により報告のありました件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 措置内容

別紙のとおり

以上

年 度	監査の種別
平成 29 年度	<input checked="" type="checkbox"/> 定期監査（第3回） <input type="checkbox"/> 財政援助団体等監査 <input type="checkbox"/> 指定管理者監査 <input type="checkbox"/> その他（ ）

部 課	指摘事項	講じた措置内容
健康福祉部 介護保険課	1-1 元気アップMAP印刷と元気アップMAP大判ポスター作成業務契約において、先進自治体である長野県飯田市を参考としたことから、紹介された飯田市の業者3社のみを指名し見積合わせが行われていた。事業内容から市内近隣業者でも対応できる内容であること、また契約事務の透明性及び競争性を確保することを踏まえ手続きを行うよう改善されたい。	1-1 事業内容から市内近隣業者でも対応できる内容については、透明性及び競争性の確保のため、市内近隣業者、経験のある業者を指名しての見積合わせを行うこととした。
健康福祉部 健康増進課	2-1 休日準夜応急診療施設使用料における診断書の手数料について、東村山市休日準夜応急診療所の管理及び運営に関する条例の定めとは異なる取り扱いがなされていたので、今後改善されたい。 2-2 また、同じく休日準夜応急診療施設使用料における薬剤容器料について、条例どおり明確な基準を設定されたい。	2-1 休日準夜応急診療施設使用料における診断書の手数料について、「休日準夜応急診療施設手数料」に収入し、補正予算に計上した。 2-2 休日準夜応急診療施設使用料における薬剤容器料について、実勢価格を確認し改めて基準を定めた。
資源循環部 ごみ減量推進課	3-1 秋水園とんぼ工房運営委託業務について木工品等の販売を委託しているが、地方自治法施行令第158条及び会計事務規則第36条に基づく告示行為等が行われていなかった。適正に処理されたい。 また、販売時に領収書の発行が行われていなかった。委託仕様書に定めているように、公金管理マニュアルに準じた対応をされたい。	3-1 秋水園とんぼ工房運営委託業務について、地方自治法施行令第158条及び会計事務規則36条に基づく告示行為をおこなった。 また、販売時の領収書については、平成30年4月より、委託仕様書の定めているように公金管理マニュアルに準じ、現金徴収に関しては、基本レジを使用しレシートを交付している。例外として、領収書の交付を認めている。